

令和元年8月8日

日・中社会保障協定（年金関係）について

日・中社会保障協定が、令和元年9月1日に発効となることに伴い、中国の年金制度（被用者基本老齢保険）に強制加入したまま中国の雇用主により日本に派遣されて就労する技能実習生については、日本の年金制度の加入免除の対象者となり得ます。

協定発効前より日本に派遣され就労している技能実習生の方は、中国で交付された適用証明書を日本の年金事務所等に提示の上、日本の年金制度における被保険者資格の喪失手続きを行ってください。

協定発効後に日本に派遣され就労する技能実習生の方は、求めに応じ、日本の年金事務所に対して中国で交付された適用証明書を提示してください。

※ 中国の年金制度（被用者基本老齢保険）に強制加入していない技能実習生については、原則どおり就労地国である日本の年金制度に加入いただくこととなります。

日・中社会保障協定について（日本年金機構ホームページ）

https://www.nenkin.go.jp/service/kaigaikyoju/shahokyotei/kunibetsu_info/china.html

日・中社会保障協定適用証明書（中国発行 見本）（日本年金機構ホームページ）

<https://www.nenkin.go.jp/service/kaigaikyoju/shahokyotei/sinseisho/china.files/011I.pdf>